七　施行地区の変更　愛媛県今治市矢田字管ヶ谷、字大池奥、字六反地、字大坪、字平山、字松川、字大原下及び字長尾の各一部、小泉一丁目の一部、別名字成ルノ谷、字成ノ谷、字寺谷及び字端谷の各一部、高橋字徳蔵寺、字山嵜、字板敷、字山崎及び字岡寺の全部、高橋字佐夜ノ谷、字向、字貞、字向谷、字仏師、字岡ノ端及び字山岸の各一部

八　事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十一年九月七日

○国土交通省告示第九百八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年九月七日

国土交通大臣　金子　一義

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十四年十月十一日から平成二十九年三月三十一日まで

三　施行地区　愛媛県今治市高地町一丁目の一部、高地町二丁目の一部、阿方字頭王、字牛ノ江、字春岡及び字滝宮の各一部

四　土地区画整理事業の名称　今治広域都市計画事業今治新都市第二地区土地区画整理事業

五　事務所の所在地　愛媛県今治市共栄町二丁目二番一号

六　事業計画の認可の年月日　平成十四年十月十一日

七　事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十一年九月七日

○国土交通省告示第九百八十五号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月七日

国土交通大臣　金子　一義

本則の表利率の欄中「一・五パーセント」を「一・六パーセント」に改める。

附則第三項の表中「一・七パーセント」を「一・八パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）について適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第九百八十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十一年九月七日

国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号　補・第10―㈠号

二　登録養成施設設置者の名称　財団法人全国建設研修センター

三　変更後の法人である場合の代表者の氏名　藤田　眞

四　変更年月日　平成二十一年八月十一日

○近畿地方整備局告示第百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月七日

近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項十五、指定の区分の欄中「省令第十五条第一号から第四号、第九号から第十号及び第十三号から第十四号に掲げる区分」を「省令第十五条第一号から第四号及び第九号から第十四号に掲げる区分」に、業務区域の欄中「奈良県、大阪府、京都府、兵庫県及び和歌山県の全域」を「滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域」に、指定の有効期間の欄中「平成十六年九月七日から五年間」を「平成二十一年九月七日から五年間」に改める。

人事異動

国土交通省

高岡　良一　鳴海　良裕

独立行政法人都市再生機構監事に任命する（各通）

（大臣官房運輸安全政策審議官）

国土交通事務官　谷山　將

（大臣官房総括監察官）同　上田　能之

（大臣官房審議官）同　原田　重良

（大臣官房技術審議官）国土交通技術官　佐伯　洋

（国土交通政策研究所副所長）

国土交通事務官　番場　哲晴

（国土技術政策総合研究所長）

国土交通技官　布村　明彦

（国土技術政策総合研究所副所長）同　村岸　明

（国土交通大学校長）国土交通事務官　藤田　博

（国土交通大学校副校長）国土交通技官　柏木　才助

（東北地方整備局副局長）同　後藤　隆之

（北陸地方整備局長）同　吉野　清文

（北陸地方整備局副局長）国土交通事務官　大竹　重幸

（近畿地方整備局長）国土交通技官　木下　誠也

（近畿地方整備局副局長）同　森川　雅行

（同）国土交通事務官　清水　郁夫

（中国地方整備局副局長）国土交通技官　松本　直也

（同）同　中野　正則

（四国地方整備局長）同　木村　昌司

（北海道開発局建設部長）同　竹澤　謙一

（関東運輸局長）国土交通事務官　福本　秀爾

（近畿運輸局長）同　各務　正人

（大臣官房付）国土交通技官　鈴木　敦

（国土技術政策総合研究所住宅研究部長）同　松本　浩

（北陸地方整備局建政部長）同　平田　五男

（北海道開発局事業振興部長）同　神保　正義

（北海道開発局石狩川開発建設部長）同　山本　茂

（北海道開発局小樽開発建設部長）同　相馬　和則

辞職を承認する（各通）

（海上保安庁第五管区海上保安本部長）海上保安官　山内　一良

（内閣府大臣官房審議官）内閣府事務官　赤井　裕司

国土交通事務官（大臣官房付）に転任させる

辞職を承認する（各通）

（内閣府沖縄総合事務局次長）内閣府技官　森田　悦三

国土交通技官（大臣官房付）に転任させる

辞職を承認する

（独立行政法人航海訓練所理事）山本　芳治

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構企画調査部担当部長）　黒田　晃敏

国土交通事務官（大臣官房付）に採用する

辞職を承認する（各通）

（中日本高速道路株式会社専務執行役員）　横田　耕治

国土交通技官（大臣官房付）に採用する

辞職を承認する

（環境省水・大気環境局水環境課長）環境技官　川﨑　正彦

国土交通技官（大臣官房付）に転任させる

内閣府に出向させる

（独立行政法人自動車事故対策機構審議役）　荒井　伸

国土交通事務官（東京航空局長）に採用する

（大臣官房会計課長）国土交通事務官　松脇　達朗

大臣官房審議官に昇任させる

（海事局次長）同　大野　裕夫

大臣官房運輸安全政策審議官に昇任させる

（観光庁観光地域振興部長）同　大黒伊勢夫

海事局次長に転任させる

（河川局次長）同　田中　裕司

大臣官房総括監察官に配置換する

（九州地方整備局副局長）同　小池　一郎

河川局次長に転任させる

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長）　川上　良

国土交通事務官（九州地方整備局副局長）に採用する